

- 1 日 時：平成 30 年 7 月 2 日（月） 午前 10 時～11 時半
- 2 場 所：京都市聴覚言語障害センター 研修室 1・2
- 3 出席者：高田委員、志藤委員、浅井委員、滝野委員、林委員、持田委員、山崎委員、佐野委員、近藤委員、小出委員、酒井委員、成田委員、佐野委員（町村会）

4 概要

- (1)聞こえの共生社会推進施策について
資料 1～2 により事務局から説明

●委員

日々の暮らしに不安がある聴覚障害者にとって、条例が施行されたことに期待感をもっている。

今年の 4 月に実施された京都府知事選挙においては、難聴者協会から府選挙管理委員会に対し、政権放送に字幕をつけてほしいと要望したが、結局協会が政権放送の録音を文字に起こし、府内 10 会場でスクリーンを立て、立候補者の思いを聞かせてもらった。新聞等からの情報もあるが、直に候補者の顔を見て考えを聞くと気持ちが動かされ、選挙へ行こうという気持ちになる。我々も一般社会で暮らしている人と同じように家で見たいと思っている。

●委員

府立聾学校としても、条例を生かして何か反映することができないかと考えている。幼児の手話活用、保護者の手話習得により、子どもと保護者とが手話コミュニケーションできることを目指したい。研修支援の取り組みとして、地域の保育園での手話講座に出向く、幼児手話教室、高等学校での手話学習講座、幼稚部の保護者向け学習会や PTA 手話学習会の開催等の取組みを進めている。「幼児手話辞典」を活用するなど、幼い段階から手話に親しんでいけるような取組みを行い、幼児・保護者の手話の習得・活用ができるようにつなげていきたい。この条例を、府立聾学校が手話を広げるために生かし、子どもや教員の手話レベルの向上や保護者の習得等につなげ、教育の中でもしっかりと反映させていきたい。

●委員

条例には、共生社会の実現に向けて、バリアフリーの推進が盛り込まれているが、より踏み込んで、府民に手話を普及していくことも盛り込むと同時に、自治体職員が先頭に立って手話を獲得していく、手話検定を受けるなどの積極性が必要ではないか。

現在教育の場では、聞こえない子どもがインテグレートし、聞こえる子どもと同じ学校に入り、大学に入ってはじめて聞こえない仲間がたくさんいることを知り、手話

を覚えている。どこの大学をみても、聞こえないのに手話で話せない学生が圧倒的に多いことを踏まえると、聞こえない子ども達が、同じ聞こえない仲間と交流でき、手話を勉強できる環境づくりを進めることは重要であり、次の計画に盛り込んでほしい。

●委員

インテグレートした子ども達が再び聾学校に戻り、子どもの環境が変わることについては、現在国の問題にもなっている。安定した教育環境の中で、安心して学習ができることが必要だと思う。

●委員

最近、聴覚障害があり高齢でも高等教育を学びたいと思う方もおられる。ただし、大学に行きたいと思っても、高齢なため、通信教育を受講する方もいる。また、日常生活を豊かにするため料理教室に通うなど、障害者の生活の幅は広がってきている。

そういった場で手話通訳が必要となるが、長期派遣は難しく、通訳者はボランティア対応しているのが現状である。大学の通信教育のスクーリングを受講する際に大学に相談したところ、通常の学生への支援はあるが通信教育は支援対象外と断られ、結局京都市聴覚言語障害センターから派遣いただいているが、年数回の通信教育のスクーリングぐらい通訳の対応ができないのはおかしい。

高等・専門教育は障害者の生活の幅を広げる一つのプランになると思うので、行政がもっと働きかけ、手話通訳が派遣出来るようにするなど、計画に盛り込んでほしい。

●委員

通信教育等の場で手話通訳の派遣ができないのは新しい課題である。高齢になってからの聴覚障害者の社会参加は幅が広がっており、今後の対応が必要だと思う。

●事務局

手話の入り口のところでできるようなサポーター養成事業、府が主催する会議への手話通訳派遣事業など、少しずつだが、府職員も含め、手話通訳に理解を深める取組みを進めている。関係団体の皆様のご意見などもお聞きしながら、さらにどうことができるか考えていきたい。教育の分野についても、今後どのように計画の中に盛り込んでいくのか議論を進めながら、新しい基本計画の内容を検討していきたい。

●委員

手話通訳者は、高齢化で少なくなっている一方、通訳試験も受かりにくい状況にある。各地域の講座も少なく、府内でも講座会場が3カ所程度しかない。また、手話通訳者の研修は最低でも3年間受講が必要であり、遠方へは通えない。要約筆記については、講座がないところもある。行政ではなく、サークルや難聴者協会が半分程度負担しているところもある。手話、要約筆記者を養成する講座を増やしてほしい。

●委員

行政のバリアフリー化や役所に手話通訳ができる職員を置いてほしいと、以前から要望を行ってきた。窓口対応や聴覚障害者を支援する場合、専門的なスキルを持った職員が直接コミュニケーションできれば、よりサービスの向上につながる。新たな計画の中には、府職員の検定試験受験者に関する数値目標を盛り込んでどうか。

また、手話通訳者養成問題の根本については、国の制度が不十分なこともあるが、出口の問題が大きい。大学に養成講座が設置され、多額の費用をかけ通訳資格を取得したとしても、出口（就職）が一定程度保証されないとインセンティブが働かない。通訳者の高齢化は、若い人が手話通訳をやろうと思っても将来見えないことに大きな要因があり、まずは出口の整備が重要である。

職員の手話人材養成の数値目標設定や、障害者就業・生活支援センターにおける社会福祉士や主任ケアマネジャーと同様に、資格をもった手話通訳専門職員を圏域毎に置くことなどが計画的に進めば、通訳者の就職問題も進むのではないか。相談支援についても現行の計画に含まれているが、現状の派遣制度で聴覚障害者へ相談支援を行うことは現実的ではなく、専門的なスキルをもった職員の対応がまずは必要だと思う。昔は福祉事務所が対応していたが、体制が変わり、生活支援センターにおける相談支援も含め、相談の外部委託化が進んでいる中、対応できる人材の配置基準を考えることが重要である。

今年度から府主催会議等への通訳派遣も開始されるが、まずは府民向け映像物や広報物への手話通訳や字幕挿入等は、直ぐにでもできることだと思うので検討いただきたい。

(2)平成 30 年度の取組について

資料 3 により事務局から説明

●委員

聞こえサポーター養成事業について、市役所からサークルに事業の案内があったが、サークル内ではなく、サークル以外での実施が目的ではないか。サークル員が知っていることを地域の民生委員や PTA の方など、聴覚障害や手話について全く知らない人向けに行う事業と理解してよいか。

●事務局

聴覚障害や手話について、まだあまり知らない府民の方向けの事業であり、知り合いの方で講座を開いていただける方があれば連絡をいただきたい。

●委員

要約筆記養成に関して、今年は後期講座を府内 1 ヶ所で開催予定だが、京都府は地理的に南北に長く、受けられない人もいる。要約筆記は、パソコンも手書きの科目とも取得いただきたいが、3 年の研修のうち、間に 1 年間ブランクができると、パソコン

の科目は合格できても手書き科目で不合格となる人や、受験せずに終わってしまう人もいる。府の地理的条件、特に北部地域を考慮し、最低でも2会場は設けてほしい。乙訓などは、府域よりも京都市内の会場のほうが参加しやすい。その他の地域も含め、受講しやすい開催区域の見直しが必要と考える。要約筆記の通訳者も高齢化しており、手話通訳者と併せて考えていただきたい。

●委員

社会一般の概念は、聞こえている物差しで考えている。市の福祉事務所に「コミュニケーション」(卓上型補聴器)を置いているが、市民課に行くときカウンターの端の方に置いてあった。相手が聞こえている、聞こえていないをどこで判断するのか。聞こえている人が来ようが、聞こえていない人が来ようが、分かる場所に置いてほしい。聞こえのサポート事業を通じて、聴覚障害への理解が深まることを期待している。

昨年度の会議で、認知症対応の講座を参考に、聞こえの共生社会づくりを進めようという話になっていたと思う。認知症の講座では、受講者にオレンジリングの配布がされているが、聞こえのサポーター事業でも何か配布されるのか。日常の生活の中で、手話ができる人がすぐに分かるようなスムーズな環境作りが必要だと思う。

●事務局

選挙の件については、参政権保障は大事であり、条例もできたばかりでまだ対応できていないが、府全体で考えていきたい。

職員の理解も深めつつ、条例策定時の思いを継続しながら、予算確保と着実な事業推進に努めていきたい。

聞こえのサポーター事業について、まずは、府民の方等に手話について知っていただく入り口を増やそうと事業化したものである。受講者に配布するものとして、手話のシンボルとしてレインボーカラーのリストバンドも検討したが、今年度は修了証のみお渡しする予定である。

様々な方に手話の応援団になっていただくよう働きかけをしていきたい。